

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿
消費・安全局長 殿
農産局長 殿
畜産局長 殿
経営局長 殿
林野庁長官 殿
水産庁長官 殿

輸出・国際局長

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について（周知依頼）

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」（令和 4 年 5 月 10 日付け閣議了解）に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく措置が別添 1 の通り行われることとなりましたので、貴局庁関係団体及び団体傘下企業等に御周知の程お願い申し上げます。

なお、農林水産省としては、これらの措置の適切な実施に資するよう、輸出・国際局新興地域グループロシア NIS 班（電話：03-3502-5926）において、関係業者等からの問合せに応ずることとしておりますので、併せて御周知ください。

また、各措置の詳細や問合せ先等については、関係省庁のウェブサイトも御参照ください。

・ 外務省

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009359.html

・ 経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220510003/20220510003.html>

・ 財務省

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20220510.html

令和4年5月10日

外	務	省
財	務	省
経	済	産
業	省	

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」(令和4年5月10日付)を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法による次の措置を実施することとした。

1. 措置の内容

(1) 資産凍結等の措置

外務省告示(5月10日公布)により資産凍結等の措置の対象者として指定されたロシア連邦の関係者(8個人)、「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)の関係者(133個人)に対し、(i)及び(ii)の措置を実施する。

(i) 支払規制

外務省告示により指定された者に対する支払等を許可制とする。

(ii) 資本取引規制

外務省告示により指定された者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(2) ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置

外務省告示(5月10日公布)によりロシア連邦の特定団体として指定された71団体への輸出等に係る禁止措置を実施する。

(3) 先端的な物品等の輸出等の禁止措置

ロシア連邦への先端的な物品等の輸出等の禁止措置を導入する。

2. 上記資産凍結等の措置等の対象者

外務省HP参照 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009359.html)